

七尾市和倉温泉運動公園
七尾市能登島グラウンド
七尾市能登島マリンパーク海族公園

指定管理者募集要項

令和元年8月

七 尾 市

七尾市和倉温泉運動公園(ヨットハーバーを除く)、七尾市能登島グラウンド及び七尾市能登島マリナーパーク海族公園の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項及び七尾市和倉温泉運動公園条例第14条、七尾市能登島グラウンド条例第14条及び七尾市能登島マリナーパーク海族公園条例第16条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり募集する。

1. 施設の概要

【1】七尾市和倉温泉運動公園

(1) (名 称) 七尾市和倉温泉運動公園

(所在地) 七尾市石崎町チ部32番地1ほか

(2) 建築物(敷地)の概要

①敷地面積 94,964.14 m²

②設置施設

多目的グラウンド

ア 大グラウンド 25,630 m² 規格「105m×68m」3面

イ 小グラウンド 2,021 m² フットサル規格「40m×20m」2面

ウ 駐車場 普通乗用車 103台

エ ビーチ広場

オ 周回ランニングコース 約700m

カ 管理棟 459.19 m²(木造2階建)

キ 植栽 7,005.2 m²

ク 屋外トイレ

ケ 備品倉庫

テニスコート

ア テニスコート 19,725.48 m² 規格「23.77m×10.97m」24面

イ 管理棟 306.64 m²(鉄骨造2階建)

ウ 用具庫【東側】 61.60 m²(軽量鉄骨平屋建)

エ 用具庫【管理棟側】 46.20 m²(軽量鉄骨平屋建)

オ 樹木【タブノキ】 1本

(3) 利用期間及び時間

施設の利用期間は、1月4日から12月28日までとし、利用時間は午前8時から午後6時まで(テニスコートについては、午前6時から午後9時まで)とする。ただし、七尾市長(以下「市長」という。)が必要であると認めた時は、これを変更し、又は臨時に休業することが出来る。

【2】七尾市能登島グラウンド

(1) (名 称) 七尾市能登島グラウンド

(所在地) 七尾市能登島向田町馬付谷内31番地1

(2) 建築物(敷地)の概要

①敷地面積 47,057.99 m²

②設置施設

- ア 大グラウンド 18,018 m² 規格「105m×68m」2面
- イ サブグラウンド 1,312 m²
- ウ テニスコート 1,916 m² 3面
- エ 駐車場 普通乗用車 154台 大型車 20台
- オ 管理棟 186.75 m²(鉄骨造平屋建て)
- カ 倉庫 1,277 m²(鉄筋コンクリート造)
- キ 用具庫【管理棟側】 25.94 m²(軽量鉄骨造)
- ク 用具庫【フットサル側】 26.50 m²(軽量鉄骨造)

(3) 利用期間及び時間

施設の利用期間は、1月4日から12月28日までとし、利用時間は午前8時から午後9時までとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することが出来る。

【3】七尾市能登島マリンパーク海族公園

(1) (名称)七尾市能登島マリンパーク海族公園

(所在地)七尾市能登島佐波町

(2) 建築物(敷地)の概要

①敷地面積 52,568 m²(埋立面積)

②設置施設

- ア 多目的広場(芝生)大 15,533.5 m²
- イ 多目的広場(芝生)小 7,302.4 m²
- ウ 自由広場(芝生) 4,742.6 m²
- エ 駐車場 18,690 m²
- オ 管理棟 719.71 m²(鉄骨2階建)
- カ 便所棟 32.1 m²(鉄筋1階平屋)
- キ 道路用地(遊歩道) 1,235 m²

(3) 利用期間及び時間

施設の利用期間は、1月4日から12月28日までとし、利用時間は午前8時から午後7時までとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することが出来る。

2. 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

3. 施設の主たる用途

交流人口の拡大及び住民の健康増進を図るとともに、七尾市和倉温泉運動公園(ヨットハーバーを除く)(以下「運動公園」という。)及び七尾市能登島グラウンド(以下「グラウンド」という。)においては、地域産業の活性化を推進し、災害時における住民の安心及び安全を確保するための施設であることを認識すること。七尾市能登島マリンパーク海族公園(以下「マリンパーク」という。)においては、市民の憩いの場を提供する施設として運営すること。

4. 指定管理者が行なう業務（詳細は別添「業務仕様書」を参照）

(1) 施設の運営に関する業務

- ア 利用者受付等業務
- イ 利用料金等の徴収業務
- ウ 情報の提供

(2) 施設の管理に関する業務

- ア 保守管理業務
- イ 環境維持管理業務

(3) その他施設の管理運営上、必要と認める業務

5. 指定管理に要する経費

施設の運営業務及び維持管理業務に要する経費（指定管理者が行なう業務に係る経費）は、施設の利用者が納める利用料金収入、指定管理者が実施する事業収入などにより賄うこととする。

6. 納付金

施設が良好な状態を保持するための定期補修費は高額なため、指定管理者においてもその費用の一部を納付金という形で毎年納入することとする。

(1) 納付金の算定方法、金額想定及び納付条件

納付金の算定方法、金額想定及び納付条件については、年度ごとの売上目標を検討しつつ、「事業計画」（様式第3号）や「管理業務収支予算書」（様式第4号）により提案するものとする。

(2) 実際に納付する納付金の金額

実際に納付する納付金の金額は、この提案に基づき、市と指定管理者が協議のうえ決定し、年度ごとに締結する年度協定書において定めるものとする。【参考：昨年度は年額5,000,000円】

7. 指定管理者の選定までのスケジュール

(1) 募集要項の公表及び説明会の開催

募集要項は、令和元年8月15日（木）に市ホームページにて公表する。

また、募集要項に関する説明会を以下のとおり開催する。参加を希望する場合は、申請書（別紙1）に必要事項を記入のうえ、9月3日（火）までにFAX等で申し込みをすること。

開催日時：9月4日（水） 午後2時～

開催場所：七尾市役所1階101会議室

※申込状況により変更となる場合がある。

(2) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問は、次の期間で受け付けるものとする。

質問書（別紙2）に記入のうえ、FAX等で送付すること。

受付期間：令和元年8月15日（木）～8月23日（金）

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、令和元年9月3日（火）までに、電子メール等により回答する。また、市ホームページにその内容を掲載する。

(4) 申請書類の提出期限

提出期限：令和元年9月20日（金） 午後5時まで

提出場所：七尾市産業部商工観光課（七尾市役所本庁舎内）

提出方法：持参または郵送のいずれかで提出すること。

- (5) 選定委員会の開催 令和元年10月中旬
- (6) 選定結果の通知 令和元年10月下旬
- (7) 指定管理者の指定に係る議案の提出 令和元年12月議会

8. 協定の締結・指定管理者の指定

七尾市議会の議決による指定管理者の決定後、七尾市(以下「市」という。)と指定管理者の間で、管理運営の詳細について協定を締結する。

9. 申請資格等

運動公園、グラウンド及びマリパークに係る指定管理者の指定の申請を行なうものは、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 法人その他の団体であること。(法人格の有無は問わないが個人は不可)
- (2) 施設の管理業務に係る市との連絡や緊急時対応を行なう責任者が石川県内に常駐すること。
- (3) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - ② 当該法人等の責めに帰すべき事由により地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された日から2年を経過しないもの
 - ③ 七尾市税又は消費税及び地方消費税を滞納しているもの
 - ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの又は役員(法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者)が暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者であるもの
 - ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の決定を受けた法人又は民法(明治29年法律第89号)第73条に規定する清算の目的の範囲内において存続する法人
 - ⑥ 代表者が次のいずれかに該当する法人以外の団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ていないもの

10. 選定方法・選定基準

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、選定委員会で審議・選定する。

(2) 選定委員会の委員への接触禁止

施設の指定管理者の選定に関して、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格となることがある。

(3) 選定基準

選定は、次の基準により行なう。

- ① 公共的な役割の理解及び施設を運営するにあたっての意欲が見られるか
- ② 管理運営にふさわしい団体の理念・経営方針を持っているか
- ③ 施設を有効活用した事業が提案されているか
- ④ サービス向上の提案として、地域や他施設との連携や方策等が適当か
- ⑤ 安全管理についての基本方針が適当であり、また緊急時の対応が計画されているか

- ⑥ 職員の雇用に関する考え方と配置に関する考え方が適切か
- ⑦ 個人情報の保護と情報公開の処置が計画されているか
- ⑧ 施設の維持管理及び安全確保に関する考え方が適切か
- ⑨ 収支計画が適正に見込まれているか

1 1. 申請書類

指定管理者に応募しようとする団体は、指定申請受付期間内に下記の書類を提出すること。なお、提出された書類についての変更、返却はしない。

(1) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号から様式第4号）
- ② 当該団体の経営状況を説明する書類（様式不問）
- ③ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、非法人にあっては当該団体の代表者の身分証明書
- ④ 定款、寄付行為及び規約又はこれらに相当する書類
- ⑤ 納税証明書

(2) 提出部数

申請書類の提出部数は、正本1部、副本8部とする。

(3) その他申請書類の取扱い等

- ① 申請書類の内容は、労働基準法を含め関係法令を遵守すること。
- ② 申請書類の用いる言語、通貨、単位は日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ③ 官公庁発行の証明書等やむを得ないものを除き、申請書類は原則A4版とすること。
- ④ 指定管理者の選定に必要と認めるときは、申請書類の追加を求めることがある。
- ⑤ 提出された申請書類は選定を行なうために必要な範囲内で複製を作成することがある。
- ⑥ 申請書類の提出に要する経費は、すべて申請団体の負担とする。
- ⑦ 申請書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。
- ⑧ 申請書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、市は、選定結果の公表その他必要がある場合に、申請書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ⑨ 申請書類は、七尾市情報公開条例の規定により、個人情報、法人等情報などで非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となる。

1 2. 管理運営の基準等

(1) 管理運営の基準は、別紙「七尾市和倉温泉運動公園・七尾市能登島グラウンド・七尾市能登島マリパーク海族公園指定管理者業務仕様書」によるものとする。

(2) 業務計画

指定管理者は、施設の業務計画書を作成し、提出しなければならないこととする。

(3) 業務報告

指定管理者は、毎年4月30日までに、前年度の管理運営に関する業務報告書を提出しなければならないこととする。

また、指定管理者は、毎月終了後10日以内に前月の管理運営に関する月次報告書を提出しなければならないこととする。

(4) 調査等

市は、指定管理者の管理する公の施設の適正を期すため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行なうことができる。

1 3. その他の留意事項

(1) 管理運営の引継等

市は、指定期間の開始時に、指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営を行なうことができるよう、指定管理者との間で引継ぎを行なうものとする。

また、指定管理者は、指定期間の終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を行なうことができるよう、次期指定管理者との間で引継ぎを行なうとともに、市が承認した場合を除き、施設を原状に回復しなければならないこととする。

(2) 管理運営の休廃止

指定管理者は、施設の管理運営を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

(3) 指定の取消し

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取消し、又は期間を定めて管理運営の全部又は一部の停止を命ずることがある。

- ① 施設の管理運営を適切かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- ② 指定に関し不正行為があったとき。
- ③ 法令の規定、指定の条件又は協定書に記載された条件に違反したとき。
- ④ 法令の規定、指定の条件又は協定書の規定に基づく報告の聴取、調査、監査または検査の実施に当たり、これを拒否し、若しくは妨害し、又は正当な理由なく指示に従わなかったとき。
- ⑤ その他施設の管理運営を継続することが適当でないと認められるとき。

(4) 課税に関する留意事項

指定管理者は、施設の管理運営に伴い、法人市民税等の納税義務者となる。

(5) 緊急時等の対応

- ① 指定管理者は、利用者等の急な病気・けがなどの事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
- ② 指定管理者は、事故や災害等が発生した場合の対応マニュアルを策定し、職員に指導及び訓練を行なうなど緊急時の対応について十分な対策を講じること。
- ③ 指定管理者は、運動公園やグラウンドが避難所・避難場所であることをふまえて事前予約等がある場合でも、災害発生時並びにその恐れがある場合は、施設としての利用の中止、または中断させることとする。
- ④ 指定管理者は、災害発生時に市が緊急に避難所・避難場所として施設を使用する必要がある場合、市の指示により、優先して避難者等を受け入れることとする。なお、これに要した費用は市が負担する。

(6) 施設内の事故発生時における留意事項

指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設の利用者、第三者又は市に損害を与えた場合は、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。

損害賠償責任保険等へ加入するなどの対応については、指定管理者の責任において行なうこと。

【問い合わせ先】

〒926-8611 石川県七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地
七尾市産業部商工観光課

担 当：廣里

TEL (0767) 53-8424 FAX (0767) 52-2812

E-mail : shoukan@city.nanao.lg.jp

(別紙2)

質 問 書

団体名			
担当者名			
電話番号		F A X	
電子メール			

質問内容

- ※質問事項は簡潔に記載して下さい。
- ※質問内容とその回答は市ホームページに掲載します。